

国保からのお知らせ

交通事故にあったときも 国保でお医者さんにかかれます

交通事故や傷害事件など第三者から傷害を受けた場合でも、国保でお医者さんにかかることができます。交通事故にあつたら、すぐ警察に届け出ると同時に国保の担当窓口にも届け出をしてください。

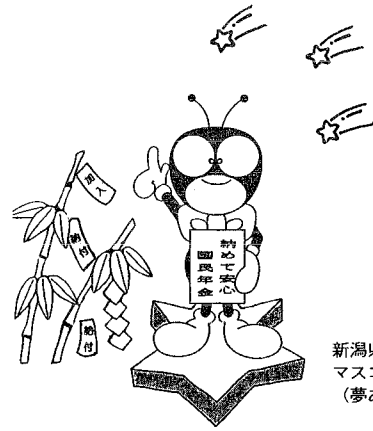
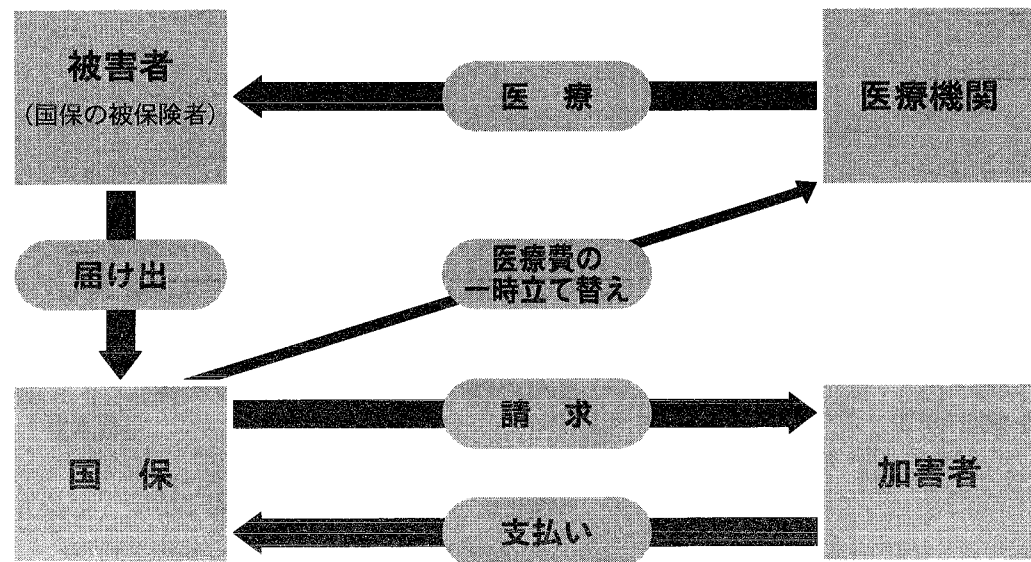


届け出に必要なもの



医療費は加害者が負担

交通事故など第三者から傷害を受けた場合、その医療費は被害者に過失のないかぎり加害者が全額負担するのが原則となっています。国保で医療を受けたときは、国保が一時的に立て替えて支払い、あとで加害者に立て替え分を請求することになります。しかし、加害者と被害者との話しあいがついて示談を結んでしまうと、そのとりきめが優先され、加害者に請求できない場合があります。示談を結ぶ前に国保へご相談ください。



新潟県国民年金
マスコットゆめあり
(夢あり) 君

ゆめあり通信

六十歳を過ぎてから
国民年金に任意加入
することができます

国民年金の加入は、20歳から60歳までです。
また、老齢基礎年金を受けるには、国民年金の納付期間等が原則25年以上あることが必要です。満額の老齢基礎年金を受けるためには、40年間保険料を納めなければなりません。
老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていない人や、保険料の納め忘れがあり満額の老齢基礎年金が受けられない人などは、60歳から65歳までの間、希望に

未納のままご納付でも 納付がどうしても 困難な方へ

保険料の免除制度があります。病気や経済的な理由などでどうしても納められない場合に、保険料の納付が免除される申請免除制度があります。
詳しくは役場住民課へお問い合わせください。

より国民年金に加入することができます。

特例として、昭和三十年四月一日以前生まれの人で、65歳までの加入では受給資格期間を満たせない場合は、70歳になるまでの間、加入することができます。

いずれの場合も、自分で加入の申出をする必要があります。

第三号被保険者の届出は 忘れずにしましょう

厚生年金・共済組合に加入している配偶者(第二号被保険者)に扶養されている方は、国民年金の第三号被保険者になります。第三号被保険者の保険料は、配偶者の加入している年金制度が負担しますので、自分で保険料を負担する必要はありませんが、第三号被保険者として加入するためには、ご自分で届出をする必要があります。
この届出が遅れると、将来の年金が減額されたり、もらえなくなったりする場合があります。届出は、忘れずに早めに行いましょう。

納め忘れの 国民年金保険料は 早めに納めましょう

納め忘れていた期間のある人には、社会保険事務所から、納付書が郵送されますので、お近くの銀行・郵便局または新潟県社会保険事務所まで納めてください。

また、国民年金の保険料は、二年を経過すると、時効により、納めたくても納めることができなくなります。保険料の納め忘れがあると、老後の支えとなる老齢基礎年金や万一の場合の障害基礎年金を受けることができなくなります。納め忘れの保険料は早めに納めましょう。

また、ご自分の就職や、配偶者の退職・転職のときにもそのつど国民年金の届出が必要ですので、忘れずに届出をしてください。

なお、二ヶ月以上の未納期間のある人は、一ヶ月分ずつ分割納付することもできます。分割納付を希望する場合は、役場住民課へ御連絡ください。

学生の皆さんとご家族の方へ

【学生の納付特例制度ができました】

本年度より学生専用の免除(猶予)制度ができました。これは申請することにより、保険料が全額免除(猶予)されるというものです。ただし、次の点にご注意ください。

- 1) 学生本人に一定以上の所得がある時は、認められないことがあります。
- 2) これまでの免除制度と違い、ご家族の所得は関係しません。
- 3) この期間は、年金受給のための必要期間に算入されますが、年金額には反映されません。
- 4) 10年以内に追納すると、通常に納付したことと同じことになります。
- 5) 免除期間中は、障害年金の給付対象です。

ご希望の方は学生証又は在学証明書(いづれも写してもOK)を持参のし手続きにおいでください。
役場住民課国民年金担当 38-3111(内)138番